

## 旅券手数料の改定について

在留邦人の皆様へ

令和8年6月18日  
在ジンバブエ日本国大使館

- 5月22日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5月7日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、これらの法令の施行日である日本時間令和8年7月1日午前0時（現地時間が日本よりも遅れている国外での申請は、申請先の在外公館所在地の現地時間における同時刻）以降の申請分から適用されます。
  - 旅券の手数料額は、オンライン申請の場合、18歳以上向けの有効期間が10年の旅券は現行の15,900円から8,900円に、18歳未満向けの有効期間が5年の旅券は、現行の12歳以上が10,900円、12歳未満が5,900円から4,400円に、それぞれ引き下げられます。詳細は次の外務省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。お住まいの国・地域における手数料額（現地通貨等）については、7月1日以降に、申請先の在外公館ホームページに掲載される予定ですので、ご確認ください。
- 外務省 HP  
(リンク先：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew\\_000001\\_02493.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html) )
- なお、今回の手数料の改定に伴い、本年7月1日以降に申請する方が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性があるほか、在外公館まで送付する期間もありますので、7月に旅券の更新等が必要な方は、十分に時間的余裕をもって申請するように、ご注意ください。
  - また、外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、6月1日から8月31日まで、一般向けの電話相窓口、「パスポート相談特設ダイヤル」を設置の上、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応することとしています。

以上